

奈良県告示第三百七十号

奈良県中南和県税事務所に勤務する分任出納員が使用する領収印を次のとおり定め、
平成二十七年一月五日から使用する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 印影

奈良県中南和県税事務所に
勤務する分任出納員の領収
印



注 直径 25 ミリメートル

二 使用範囲

奈良県中南和県税事務所において納付書又は納税通知書により徴収金を収納した場合に限る。